

宗 像 市 ・ 玄 海 町 現 況 課 題 調 査 票

[様 式 1]

2	小委員会	生活環境小委員会
15	協議項目	町・字名の取扱い

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	課 題
<p>宗像市の町名・大字名一覧(50音順)</p> <p>【あ】青葉台一丁目～二丁目、大字赤間、朝野、大字朝町、アスティー丁目～二丁目、大字池浦、大字石丸、泉ヶ丘一丁目～二丁目、大字稲元、桜美台、大字王丸、大字大井、大字大井台、大谷、大字大穂、大字大穂町</p> <p>【か】大字河東、大字久原、広陵台一丁目～五丁目</p> <p>【さ】栄町、桜一丁目、大字三郎丸、大字自由ヶ丘、大字自由ヶ丘一丁目～十一丁目、大字自由ヶ丘西町、自由ヶ丘南一丁目～四丁目、城西ヶ丘一丁目～六丁目、樟陽台一丁目～二丁目、大字須恵</p> <p>【た】大字田久、大字田熊、大字武丸、大字土穴、天平台、大字東郷、大字徳重</p> <p>【な】大字名残、大字野坂</p> <p>【は】大字葉山一丁目～二丁目、大字原町、ひかりヶ丘一丁目～七丁目、日の里一丁目～九丁目、大字平等寺、大字富地原</p> <p>【ま】大字曲、大字光岡、緑町、大字村山田、大字用山</p> <p>【や】大字山田、大字吉留</p> <p>【ら】大字陵巖寺、</p> <p>【わ】和歌美台</p> <p>住所は慣用により土地の地番を使い「○番地○号」と表示する。</p> <p>ゴシック体の町名は「住居表示に関する法律」(昭和37年法律第119号)に基づいて、街区方式による住居表示が実施され、街区符号と住居番号により「 番 号 」により住所を表示する町名である。</p>	<p>玄海町の町名・大字一覧表(50音順)</p> <p>【あ】大字池田、大字江口</p> <p>【か】大字鐘崎、公園通り一丁目～三丁目、大字上八、大字神湊</p> <p>【さ】大字地島</p> <p>【た】大字田島、大字田野、大字多礼</p> <p>【は】大字深田</p> <p>【ま】大字牟田尻</p> <p>【や】大字吉田</p> <p>住所は慣用により土地の地番を使い「 番地の 」と表示する。</p> <p>ゴシック体の町名は「住居表示に関する法律」(昭和37年法律第119号)に基づいて、街区方式による住居表示が実施され、街区符号と住居番号により「 番 号 」により住所を表示する町名である。</p>	<p>同一の大字名があれば、どちらかを変更する必要があるが、存在しない。</p> <p>古賀市が市制施行時に例えば「大字久保」を「久保」と変更して「大字」の字をすべて取った(正式には名称の変更)が、同様に合併時に、「大字東郷」や「大字神湊」の大字を取り、「東郷」や「神湊」にしてはどうか。</p> <p>手続きは地方自治法第260条により宗像市議会、玄海町議会の議決を必要とする。</p> <p>実施後戸籍法や住民基本台帳法により他市町村への通知が必要となる。</p>